

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

麻しんの感染拡大防止に向けた周知について（依頼）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課から別添 1（写）のとおり事務連絡がありました。

また、保健医療部感染症対策課長から別添 2（写）のとおり通知がありました。

麻しん（はしか）は、空気、飛沫及び接触により広がる感染力が極めて強い感染症で、免疫を持っていない人が感染するとほぼ 100%発症し、学校保健安全法においては第二種の感染症に位置付けられています。

現在、全国的に麻しんの感染が拡大しており、本年 4 月には、都内の小学校で麻しんの集団感染が発生し、学年閉鎖の対応がとられたと報道があったところです。

県内においても、令和 2 年以降最多となるペースで麻しん患者が増加しています。

麻しんは、発症前から感染を広げる可能性があることから最も有効な対策は予防接種により免疫を獲得することとされています。また、患者を早期に発見することも感染拡大を最小限にするのに有効であると言われています。

つきましては、学校での感染を最小限とするため、児童生徒及び教職員の予防接種歴や罹患歴を確認していただくとともに、患者発生時には保健所が実施する疫学調査に御協力くださるようお願いいたします。

また、麻しんを疑う症状がある場合の家庭での対応につきまして、御周知くださるようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知と未就学児及びその保護者への予防接種に係る情報提供をお願いします。

なお、ワクチン接種については、本人や保護者の判断が尊重されるべきものであることを申し添えます。

記

1 麻しんを疑う症状がある場合の家庭での対応について

(1) 外出を控える。

(2) 受診する時は、事前に医療機関に「麻しんかもしれない」ことを伝え、必ずマスク

を着用し、なるべく公共交通機関の利用を避けて受診する。

2 学校における麻疹患者（疑いを含む。）発生時の対応について

「学校における感染症発生時の対応-第3版-」（P. 55～P. 58）を参照してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/910-201212-5.html>

<参考>

- ・ 麻疹について

学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉追補版
(P. 33～P. 35、P. 73)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R070040r/data/757/src/757.pdf?d=1778467196133



厚生労働省ホームページ「麻疹」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html



- ・ 最新の感染症情報について

埼玉県ホームページ「最新の感染症情報」

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/news/widespread-infectious_disease.html?from=hptop



なお、このページでは、県内で流行している感染症について
広く情報提供しています。

担 当：健康教育・学校安全担当 中山
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

麻しんの感染拡大防止に向けた周知についてお知らせするものです。

事務連絡
令和8年5月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

麻しんの感染拡大防止に向けた周知について（依頼）

標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課より、別添のとおり麻しんの感染拡大防止に向けた周知依頼がありましたので、お知らせします。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校等に対して、国公立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、別紙中「麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ」（以下「メッセージ」といいます。）についてのお問い合わせは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課又は予防接種課にお願いします。

また、メッセージにおいては「＜ワクチン接種のご検討＞」という項目がありますが、もとよりワクチンの接種は、本人や保護者の判断が尊重されるべきものであることを申し添えます。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局 健康教育・食育課
03-5253-4111（代表）（内2976）

事務連絡
令和8年4月24日

法務省出入国在留管理庁総務課
法務省出入国在留管理庁政策課
財務省関税局総務課
財務省関税局管理課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室
国土交通省大臣官房危機管理室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

御中

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課
予防接種課

麻しんの感染拡大防止に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より感染症対策行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

重症になりやすく、感染力が極めて高い麻しん（はしか）については、令和8年に入り報告数が増加しており、令和2年以降最多となるペースで感染が拡大しています。

麻しんの更なる感染拡大を防止するためには、国民一人一人が自身の予防接種歴を確認し、必要に応じて麻しん・風しんワクチンを適切に接種することや、都道府県・保健所設置市区が実施する疫学調査等に協力いただくことなどが重要です。

つきましては、別添のとおり、麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様への

メッセージを取りまとめましたので、貴省庁におかれましては、所管分野に応じ、ホームページや広報媒体等を活用した周知や、関係機関等への情報提供について、御協力をお願い申し上げます。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、麻しんの感染拡大防止に向け、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ

- 重症になりやすく、感染力が極めて高い麻しん（はしか）が、2020年以降最多となるペースで感染拡大しています。麻しん（はしか）は、マスクや手洗いでは感染予防として十分ではなく、ワクチンが重要です。**麻しん（はしか）は、「かかってもたいしたことはない」感染症ではなく、肺炎・脳炎・腸炎などで重症化することも多く、先進国でも重症化することもあり、1,000人に1人死亡するとされている感染症**です。更なる感染拡大防止のため、以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

<麻しん（はしか）を疑う症状がある場合の対応>

- **麻しんを疑う症状がある場合は、外出を控える**とともに、**受診する場合には、事前に医療機関に連絡の上、医療機関の指示に従ってご対応いただく**ようお願いいたします。
- 感染拡大防止のため、受診の際には、**公共交通機関の利用を可能な限り避ける**ことについて、ご協力をお願いいたします。

<自治体の疫学調査へのご協力>

- 麻しん（はしか）の感染拡大防止には、**患者や接触者に対する行政による調査が重要**です。ご協力をお願いいたします。

<ワクチン接種のご検討>

- ご自身の発症予防、重症化予防、集団としての感染拡大防止の観点から、ワクチンは2回接種することが重要です。
- お子様は麻しん・風しんワクチンの**定期接種の対象である1歳又は就学前1年間**にある場合、**積極的に早期の接種をご検討**ください。
- 海外では大きな流行が複数の国で報告されています。接種が不十分な場合、**渡航の2週間前までに接種することをご検討**ください。
- **2000年4月1日以前に生まれた方は、当時の感染状況もあり、2回の定期接種が行われていない可能性があります。**母子健康手帳等で、過去の麻しんの罹患歴又は2回の接種記録を確認できない方は、今一度、**麻しん・風しんワクチンの接種をご検討**ください。なお、今回の流行は**10代～40代の方を中心に流行している**ことも踏まえ、特にこの年齢層の方はご検討をお願いいたします。

<特にご注意いただきたい方々>

- 特に、以下の方々は、接種が不十分な場合、ワクチンの接種をご検討ください。
 - ・ 保育園や学校職員、医療機関職員など、小さいお子さんや患者さんと接触する機会の多い方
 - ・ 空港職員、観光業スタッフなど渡航者と接触する機会の多い方
- また、以下の方々は、感染すると重症化すると言われていきますのでご注意ください。
 - ・ 妊娠中は麻しん風しんワクチンの接種はできません。早産や流産のリスクがあるため、妊娠前の接種をご検討ください。
 - ・ 免疫不全のある方は、主治医の方と相談のうえ、麻しん風しんワクチン接種をご検討ください。
 - ・ 乳幼児は、肺炎や脳炎を起こすリスクがありますので、ご家族の接種歴をご確認ください。

感 対 第 7 7 — 5 号
令 和 8 年 4 月 2 0 日

教育局保健体育課長様

保健医療部感染症対策課長

麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨
並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について

標記の件につきまして、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課から、令和8年3月31日付け事務連絡にて別添のとおり通知がありました。

本県の令和6年度における麻しん及び風しんの定期接種の接種率は、第1期及び第2期それぞれ92.9%、91.5%と、いずれも国が定める特定感染症予防指針の目標の95%を下回っている状況です。

麻しん及び風しんは感染力が強く、発症する前から感染を拡げる可能性があります。そのため、学校での麻しん及び風しんの集団発生を予防するには、定期接種の促進が有効です。

つきましては、麻しん及び風しんの予防接種率が向上するよう市町村教育委員会等関係機関と連携し、未接種児及びその保護者に対して、情報提供及び積極的な勧奨を行うなどの取組をすすめていただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおりリーフレットを作成しましたので、御活用ください。

記

【埼玉県ホームページ】厚生労働省等からの通知（感染症・予防接種関連）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/kansen/kourousyou/tsuchi7.html>

担 当：感染症担当

TEL：048-830-7330

事務連絡
令和8年3月31日

各〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨
並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等について
(依頼)

麻しんについては、現在、国内外における報告数の増加が報告されており、カナダ、スペイン及びイギリスなどの諸外国においても、その流行により排除認定が取り消されるなど、感染拡大が懸念されています。国内では、新型コロナウイルス感染症流行以降、最多の報告数が確認されています。また、インドネシアをはじめとする諸外国を推定感染地域とする輸入事例の報告のほか、国内を推定感染地域とする報告、推定感染地域が不明である報告も増加しており、今後、さらに増加することが懸念されます。

つきましては、下記のとおり、麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨並びに麻しん及び風しんの任意接種に関する案内等の取組を行い、麻しん及び風しんの発生の確実な予防に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 定期接種の接種勧奨について

麻しん及び風しんの定期接種の実施状況については、令和6年度の麻しん・風しんワクチンの接種実施率を公表しているところ、第1期及び第2期の全国平均はそれぞれ92.7%及び91.0%と、いずれも麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）及び風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）で定める接種率目標（95%）に達しておらず、都道府県や市町村ごとにばらつきが存在しています（別紙1は都道府県別接種率）。

各自治体におかれましては、あらためて自治体の接種実施率を確認いただいた上で、接種率目標に達するよう、積極的な接種勧奨の取組をお願いします。

具体的には、未接種児・保護者への定期接種の個別通知や、母子健康手帳交付時・乳幼児健診時等での確実な周知、自治体広報紙やホームページ、SNS等を通じた周知・啓発の強化等の取組を進めるとともに、都道府県教育関係部局と連携しつつ、令和8年度の小学校入学手続の機会等を通じて把握された未接種児及びその保護者に対して、情報提供及び積極的な接種勧奨を行うなどの取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、第2期接種については、別添1のとおり、「麻しん及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する積極的な接種勧奨等の協力について（依頼）」（令和7年10月3日付け感感発1003第1号・感予発1003第1号健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・予防接種課長連名通知）において、文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長に対し、教育関係部局における保健衛生関係部局と連携した情報提供及び積極的な接種勧奨の協力について依頼していることを申し添えます。

2. 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの供給状況及び任意接種に関する案内について

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）について、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会は、令和8（2026）年1月に限定出荷を解除しております。また、別添2のとおり、武田薬品工業株式会社は令和8（2026）年6月頃より出荷再開となる見込みが公表され、令和8（2026）年度の医療機関への納入量（別紙2）は、例年と同等以上となる見込みであることから、周知等の取組について、積極的にご検討いただくようお願いいたします。

また、厚生労働省では、今般の麻しんの報告数の増加（別紙3）に鑑み、国立健康危機管理研究機構にて作成された麻しん患者との接触後の対応として麻しん含有ワクチンの接種による発症予防について周知を進めているところです。今般、医療機関向けリーフレット（別紙4）を作成いたしましたので、貴管下の医療機関に対して周知をお願いします。

あわせて、公衆衛生対策上、下記に示す接種が必要と認められる者が当該ワクチンを接種できるよう体制の整備を検討いただくようお願いいたします。また、海外への渡航を予定している者についても下記のとおり、必要に応じた希望者への接種を進めていただきますようお願いいたします。

（接種が必要と認められる者の例）

- ・麻しん患者と最初に接触してから72時間以内の人
- ・麻しんに感染したことがない人で、かつ、以下のいずれかに該当する人
 - a. MRワクチン未接種または接種歴が不明の人
 - b. MRワクチンの接種歴が1回の人
 - c. MRワクチンの接種歴が2回だが、2回接種後の抗体検査により抗体価が低いことが分かった人で、その後未接種であった人

3. 広報資材について

麻疹及び風しんの発生の予防のためには、周知・啓発の強化等の取組が重要です。厚生労働省においても、ホームページで関連情報をまとめたページや周知用リーフレット（別紙5～7）を作成しています。また、海外渡航者を対象として、渡航前に接種を推奨する予防接種の種類に関する周知・啓発ツールを公表していますので、周知・啓発にあたってはこれらを御活用下さい。

なお、本事務連絡につきましては、別途、日本医師会に対しても協力依頼を发出している旨申し添えます。

【参考】

○厚生労働省ホームページ

- ・麻疹（はしか）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-kansenshou/measles/index.html

- ・MR ワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/mr/index.html

- ・麻疹風しんの予防接種の実施状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekku-kansenshou21/hashika.html>

- ・海外渡航のためのワクチン（予防接種）

https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/useful_vaccination.html

- ・海外渡航者向け 啓発ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekku-kansenshou18/index_00003_keihatsu-tools.html

○国立健康危機管理研究機構ホームページ

- ・発生動向調査

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/diseases/measles/graph/index.html>

- ・麻疹について

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>

- ・風しんについて

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ha/rubella/index.html>

以上

【別紙1】

都道府県別接種率：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/250929-02.pdf>

総合表 都道府県別麻しんワクチン接種率 2024年度最終評価 接種対象群別結果一覧

2024年4月1日～2025年3月31日

95%以上 90～95%未満 80～90%未満 70～80%未満 70%未満

No.	都道府県	第1期	第2期
	合計	92.7	91.0
1	北海道	93.0	89.4
2	青森県	92.1	93.1
3	岩手県	91.7	93.0
4	宮城県	94.4	89.4
5	秋田県	90.0	94.2
6	山形県	92.7	92.8
7	福島県	95.1	93.4
8	茨城県	90.9	90.7
9	栃木県	91.9	90.0
10	群馬県	90.7	92.6
11	埼玉県	92.9	91.5
12	千葉県	94.1	92.3
13	東京都	94.3	90.8
14	神奈川県	94.8	90.4
15	新潟県	92.8	94.1
16	富山県	91.8	93.5
17	石川県	93.5	90.6
18	福井県	92.6	92.4
19	山梨県	94.6	91.4
20	長野県	90.5	91.1
21	岐阜県	91.7	89.8
22	静岡県	92.6	88.7
23	愛知県	93.4	92.0
24	三重県	91.3	90.7
25	滋賀県	94.8	92.4
26	京都府	91.5	90.8
27	大阪府	93.5	91.4
28	兵庫県	92.4	92.1
29	奈良県	92.2	91.0
30	和歌山県	93.2	91.4
31	鳥取県	90.4	91.6
32	島根県	91.3	92.5
33	岡山県	91.6	93.2
34	広島県	91.2	90.2
35	山口県	94.6	92.6
36	徳島県	89.6	92.2
37	香川県	90.6	94.3
38	愛媛県	90.5	91.2
39	高知県	91.0	89.4
40	福岡県	92.5	90.8
41	佐賀県	89.7	90.6
42	長崎県	87.6	87.8
43	熊本県	88.3	91.1
44	大分県	90.0	89.7
45	宮崎県	90.1	91.3
46	鹿児島県	88.8	86.9
47	沖縄県	86.3	82.8

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所予防接種研究部

※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入

なお、市区町村別接種率についても、厚生労働省 HP にて公開している。

(第1期)：

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/250929-05.pdf>

(第2期)：

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/250929-06.pdf>

【別紙2】

MR ワクチンの医療機関への納入量

(単位：千本)

	令和6（2024）年度 実績	令和7（2025）年度 実績	令和8（2026）年度 見通し
4月	212	196	189
5月	197	182	188
6月	174	175	258
7月	170	165	176
8月	157	145	159
9月	152	157	173
10月	171	151	176
11月	147	118	154
12月	121	108	120
1月	123	114	124
2月	143	122	123
3月	182	192	171
合計	1,950	1,825	2,010

※1 数量については、阪大微生物病研究会、第一三共株式会社及び武田薬品工業株式会社のMR ワクチンの医療機関への納入量の合計

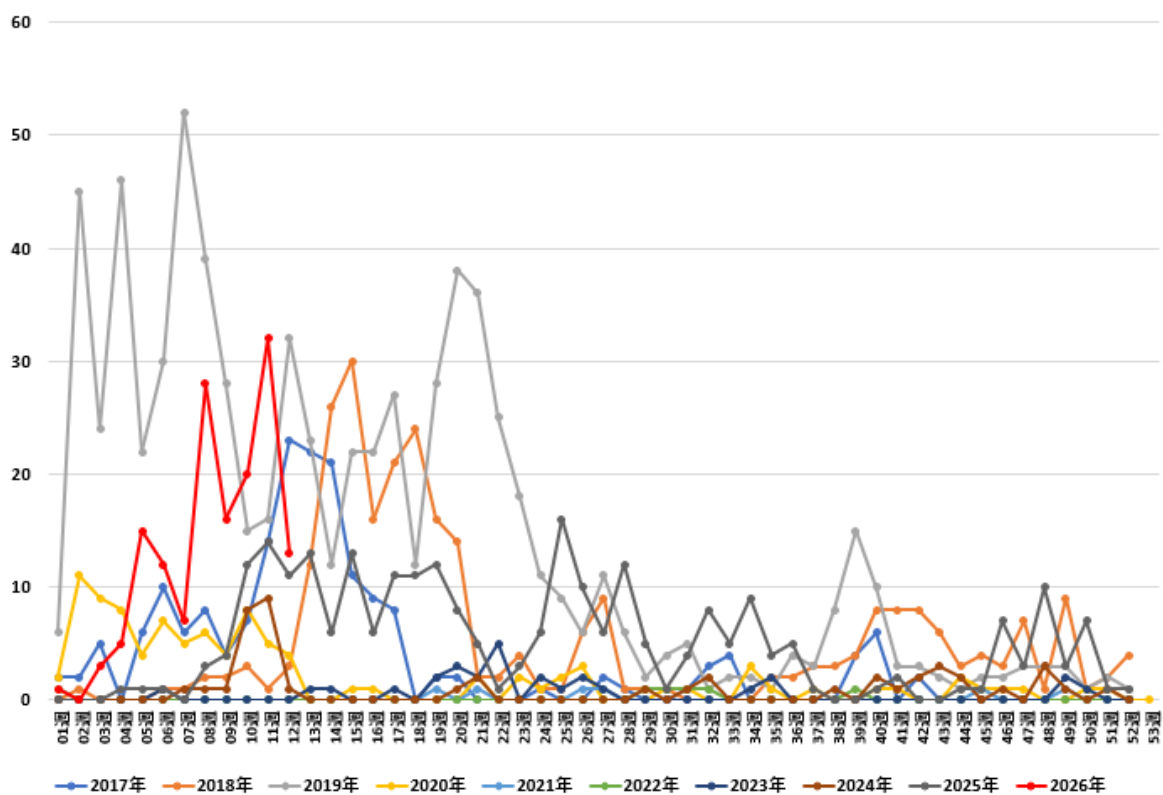
※2 令和8年2月末時点での企業からの聞き取り結果を基に作成

※3 令和8年3月以降については、医療機関への納入量の見通しを記載

【別紙 3】

2017～2026 年における麻しんの報告数

(単位：人)



※1 2008年1月1日から全数届出対象疾患

※2 2026年は、3月22日時点

こどもも 大人も 麻疹を疑った際の対応

- 発熱 + 発疹 + カタル症状(咳・鼻汁・結膜充血) ● 口腔内のコプリック斑
- 海外渡航歴 または麻疹患者発生地域への移動歴、接触歴
- ワクチン2回未完了 または 不明

全身性発疹+発熱+カタル症状(咳・鼻汁・結膜炎)±流行地滞在
成人例でも重篤になる可能性があります

典型的皮疹
融合傾向を示す
紅色斑丘疹



コプリック斑
頬粘膜に好発



修飾麻疹では、典型所見に乏しいことがあるので注意!
(修飾麻疹とは、麻疹に対する免疫が不十分な人に生じる、軽症で非典型的な麻疹である)

1 感染対策

- 個室管理対応、患者にマスク着用を促し、扉を閉める(可能なら陰圧室)
- 空気感染対策(原則、N95マスク)+標準予防策を行う
- 対応する医療者と接触者を最小化する



2 臨床対応

- ワクチン接種歴聴取、臨床評価、脱水や呼吸管理等
- 合併症: 中耳炎、肺炎、下痢等による脱水、脳炎

※ 麻疹患者との接触後、72時間以内に麻疹含有ワクチンを接種すること等によって、麻疹の発症を予防できる可能性がある。

3 連絡・届け出

- 院内ICTへ即時連絡 ● 麻疹と臨床診断したら直ちに発生届提出
- できるだけ早期(発疹出現後1週間以内)に、保健所の指示に基づく検体(咽頭ぬぐい液・尿・EDTA血)を採取し、提出する
- 提出方法は、自治体毎に異なるため、管轄の保健所に問い合わせる

※ 必要に応じてIgM抗体検査も実施するが、発疹出現後3日以内は偽陰性に注意する。



【別紙5】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001521591.pdf>

感染症対策

ま 麻疹 (はしか) に

ちゅうい
ご注意ください



症状

感染すると約10日後に発熱やせき、鼻水といったかぜのような症状が現れます。

2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発しんが出現します。肺炎、中耳炎を合併しやすく、患者1,000人に1人の割合で脳炎が発症すると言われています。

麻疹かな?と思ったら

医療機関に電話等で麻疹の疑いがあることを伝え以降は医療機関の指示に従ってください。医療機関への移動の際は公共交通機関の利用を可能な限り避けてください。

感染経路

空気感染等により、簡単に人から人に感染します。麻疹の免疫が不十分な人が感染すると、高い確率で発症します。


予防方法

ワクチン接種が有効です。定期接種対象者（1歳児、小学校入学前1年間の幼児）、医療・教育関係者、海外渡航を計画している方は、予防接種が済んでいるかご確認ください。



海外での感染にもご注意ください

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください

 厚生労働省

感染症対策課 2026年3月 作成

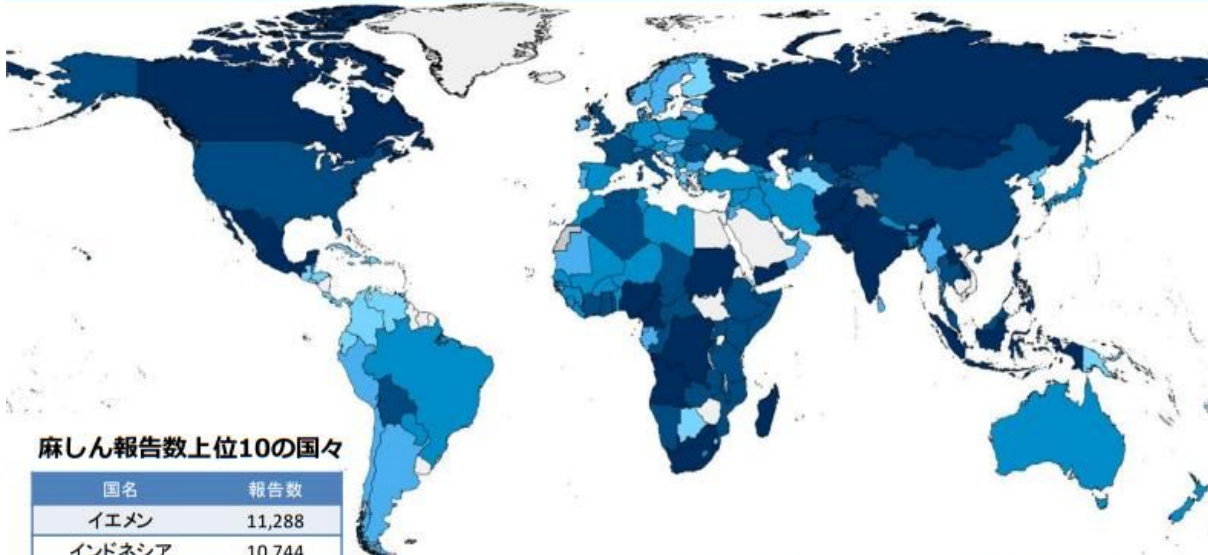


【別紙6】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509133.pdf>

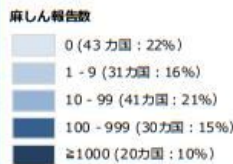
海外から帰国された方へ

帰国後2週間程度は 麻疹 発症の可能性を考慮し 健康状態に注意してください。

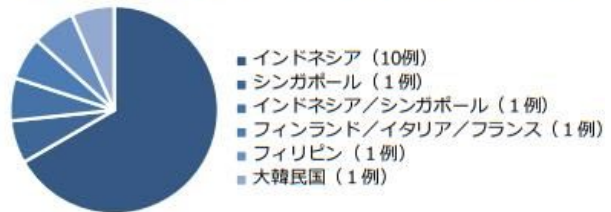


麻疹報告数上位10の国々

国名	報告数
イエメン	11,288
インドネシア	10,744
インド	9,666
パキスタン	7,361
アンゴラ	4,843
ラオス人民民主共和国	3,167
メキシコ	2,846
ナイジェリア	2,755
アフガニスタン	2,668
モンゴル	2,551



日本国内で届出された麻疹症例の推定感染地域



WHO (世界保健機関) 麻疹報告数 (2025年7月~2025年12月)

2026年第1週~第9週 (令和7年12月29日~令和8年3月4日)

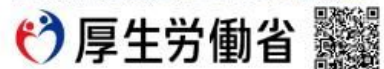
令和8年2月現在; 一部改変

<https://www.who.int/teams/immunization-vaccines-and-biologicals/immunization-analysis-and-insights/surveillance/monitoring/provisional-monthly-measles-and-rubella-data>

帰国後2週間程度は

✓ 高熱や全身の発しん、せき、鼻水、目の充血などの症状に注意しましょう

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください



感染症対策課 2026/3/11作成

【別紙 7】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/05MR.pdf>

もしも、のために知っていただきたいこと

- 定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要になったり、生活が不自由になったりしたとき(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。
- 制度の利用を申しこむときは、その接種を受けた時に住民登録している市町村にご相談ください。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。

シリーズのご紹介

このリーフレットは、法律で定められている定期接種のうちMRワクチンを「きょう」接種するお子さんと、その保護者のみなさまのために、かならず知っておいていただきたい内容をまとめたものです。そのほかの定期接種についてまとめたシリーズと、あわせてお読みください。

各リーフレットは、厚生労働省HPおよび予防接種リサーチセンター HP からダウンロードできます。「予防接種 リーフレット」で検索できます。

くわしくは「**予防接種と子どもの健康**」(発行：公益財団法人予防接種リサーチセンター)をごらんください。

医療機関名



きょう

予防接種をうける
お子さんと、保護者のみなさまへ

MR(麻しん・風しん混合)ワクチンのはなし



きょうの予防接種を安心してうけていただくために

MRワクチンのはなし

父親の協力も
大切なんだな!



MRワクチンって?

- ◆ 麻しん(M)・風しん(R)は、それぞれのウイルスを口や鼻などから吸いこむことで感染する病気です。うつりやすい病気で、一人がかかると、家族やまわりの人たちに広がってしまうこともあります。
- ◆ 麻しん(はしか)にかかると、熱やせき、鼻水がでたり、ぶつぶつがでたりします。まれですが、重くなると命にかかわることもあります。
- ◆ 風しんにかかると熱がでたり、ぶつぶつがでたりします。
- ◆ MRワクチンを接種することで、体のなかに麻しん・風しんへの抵抗力(免疫)ができます。
- ◆ このワクチンは1歳になってからと、小学校入学前1年間に接種します。

- 妊娠中に麻しんにかかると、流産や早産などの問題をおこすことがあります。
- 妊娠中に風しんにかかると、赤ちゃんに感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなど「先天性風しん症候群」にかかってしまうことがあります。
- 予防接種をうけても、お子さんの体質や体調によって完全な免疫がでないことがあります。でも予防接種をうけておくと、たとえかかっても、その多くは軽くてすみます。

- 小さなお子さんは動かないように、しっかりと抱っこしてあげてください。保護者のみなさまがリラックスすると、お子さんも安心します。
- 注射で泣くお子さんは多いもの。大切な予防接種が苦手にならないように、がんばったことをほめてあげるなど、保護者のみなさまの工夫がカギです。

2

ワクチンを接種するときのポイント

3

接種後の注意

- 接種直後、30分くらいは接種後の体調変化にすぐ対応してもらえよう。医療機関のなかでお子さんの様子を見てあげるか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。この間に急な体の変化がおこることがあります。
- 帰宅後もはげしく体を動かすことはさげさせ、接種箇所をきれいに保ってあげましょう。
- おふろには入れてもかまいませんが、接種箇所をごすらないでください。

予防接種をうけたことは将来、その病気に対して免疫があることを示す大事な記録となります。母子健康手帳は大切にとっておきましょう。

1

当日はココをチェック

- お子さんの体調はよいか、熱があったり、ふだんと変わったところはないか確認しましょう。
- 心配なことがあるときは、医師に相談しましょう。質問をメモしておくとも伝えやすくなります。
- 母子健康手帳はかならずもっていきましょう。

おこるかもしれない体の変化(副反応)

- ◆ MRワクチンを接種した後、熱がでたり、ぶつぶつがでたりすることがあります。また、接種箇所が赤くなったり、はれたりすることもあります。
- ◆ きわめてまれにアナフィラキシー¹⁾、けいれん、血小板減少性紫斑病²⁾、脳炎などの重い病気にかかることがあるともいわれています。

1) アナフィラキシー：急激なアレルギーにより、じんましんがでたり呼吸が苦しくなったりします。
2) 血小板減少性紫斑病：かさがたをつくる働き血小板の数が少なくなって、出血しやすくなったりします。皮膚の下で出血して青あざがでたり、歯ぐきから血がでたりします。

○ 予防接種をうけた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師に相談してください。

感感発 1003 第 1 号
感予発 1003 第 1 号
令和 7 年 10 月 3 日

文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課長
(公印省略)
予防接種課長
(公印省略)

麻疹及び風しんの定期接種（第2期）対象者に対する
積極的な接種勧奨等の協力について（依頼）

麻疹及び風しんの流行予防等の観点から、麻疹及び風しんの定期接種（第2期）対象者のうち接種を受けていない者が小学校就学前の本年度3月31日までに接種を受け、接種率が目標（95％）に到達することが非常に重要です。

対象者のうち接種を受けていない者及びその保護者に対しては、改めて令和8年度の小学校入学手続の機会等を利用して、麻疹及び風しんの定期接種（第2期）の接種機会があることを周知するとともに、積極的な接種勧奨を行うことができれば、接種率向上に大きく寄与することと思料されます。

また、本年9月26日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、土着株による風しんの感染が三年間確認されない等の基準を満たし、我が国における風しんの排除が認定されており、麻疹の排除認定についても継続しているところです。

引き続き、確実な麻疹及び風しんの発生の予防に努める観点から、貴職におかれては、都道府県教育関係部局において、保健衛生関係部局と連携しつつ、情報提供及び積極的な接種勧奨の協力方について、特段の御配慮をお願いしたくよろしくお取り計らい願います。

【参考】

○厚生労働省ホームページ

- ・MR ワクチン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/mr/index.html

○国立健康危機管理研究機構ホームページ

- ・麻疹について

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>

- ・風しんについて

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ha/rubella/index.html>

2026年3月

医療関係者 各位

武田薬品工業株式会社

『乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン「タケダ」』出荷再開見込みのおしらせ

謹啓 平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が製造販売する『乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン「タケダ」』（以下、「MR ワクチン」）につきまして、麻しんウイルス力価(以下、「力価」)低下の原因調査および是正措置の実効性の評価を行ってまいりましたが、この度、長期安定性試験において良好な結果が得られたことに加え、工場内の商用スケールで製造した試製品においても力価の改善が確認されました。現在、製剤の品質試験ならびに国家検定申請の準備を進めており、特段の問題が生じない限り 2026年6月頃に出荷再開となる見込みです。出荷再開時期が確定でき次第、改めてご案内させていただく予定です。

力価低下の原因として、麻しんワクチン原液の保管冷蔵庫の温度逸脱に加え、製造工程における影響因子を網羅的に抽出・解析し、検証した結果、製造工程における温度管理手法や培養に使用する原料の滅菌方法、細胞培養開始条件が複合的に寄与したとの判断に至りました。これらに対する是正措置を実施し、1年以上にわたる長期安定性試験において良好な結果が得られ、商用スケールの試製品においても力価の改善が確認できましたので、出荷再開の見込みをご連絡できることになりました。

なお、乾燥弱毒生麻しんワクチン「タケダ」の供給再開につきましては、MR ワクチンならびにおたふくかぜワクチンの製造および供給を優先することから、両製品の供給状況を鑑みて、決まり次第ご連絡させていただきます。

また、以前よりご案内しておりました「自主回収ロットにおける麻しん抗体検査および追加の接種について」の対応、特設ダイヤルは、MR ワクチンの製品出荷再開に伴い終了を予定いたしております。詳細については以下 Web サイトからご確認ください。

<https://www.takedamed.com/health/L301info>

医療関係者の皆様をはじめ、MR ワクチン定期接種での接種対象の方々や、任意接種での接種を希望されている多くの方々に長期にわたり多大なご心配およびご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

謹白

<本件に関するお問い合わせ先>

武田薬品工業株式会社 くすり相談室 0120-566-587

受付時間 平日 9:00-17:30(土日祝日・弊社休業日を除く)

小学校入学までに確認を！

麻しん、風しんの予防接種は 済んでいますか？



麻しんとは

一般的に「はしか」とも呼ばれています。発熱やせき、鼻水といった風邪のような症状と発しんが現れ、まれに肺炎、脳炎など重い合併症を引き起こすことがあります。麻しんはとても感染力が強く、手洗いやマスクのみでは防ぐことができません。ワクチン接種が最も有効な予防法です。

風しんとは

発しんや発熱、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。症状は約3日間で治るので「3日ばしか」と呼ばれることがあります。妊娠初期に風しんにかかると、赤ちゃんが難聴や先天性心疾患をもって生まれてくる可能性が高くなります。

対象者

第1期：1歳以上2歳未満

第2期：5歳から7歳未満で小学校入学前1年間（いわゆる幼稚園・保育園の年長児）

接種方法

- 原則、MRワクチンという麻しんと風しんの混合ワクチンを接種します。
- 予防接種を受けられる医療機関は、お住まいの市町村(予防接種担当)におたずねください。

費用

- 接種費用は、お住まいの市町村が負担します。
- 対象者でなくなると、費用は自己負担(MRワクチンで1万円程度)になります。

予防接種が済んでいない場合は計画的に受けましょう。
詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。

教福第 190-2 号
令和元年 7 月 12 日

各市町村教育委員会
労働安全衛生主管課長 様

埼玉県教育局教育総務部福利課長

教職員の麻しんのり患歴・予防接種歴の確認と予防接種の推奨について（協力依頼）

この度、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 422 号）が改正されました。つきましては、下記について御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 学校の設置者は、学校保健安全法第 15 条第 1 項に規定する教職員の健康診断等の機会を利用して、当該学校等の教職員の麻しんのり患歴及び予防接種歴を可能な限り確認すること。
- 2 麻しんに未り患または麻しんのり患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数（現行の定期の予防接種において必要とされる回数）である 2 回受けていないまたは麻しんの予防接種歴が不明である教職員に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨すること。
- 3 麻しんの予防接種を受けることを希望する教職員がいた場合、教職員が受診しやすいよう配慮すること。

担 当 福利課健康づくり・メンタルヘルス担当 岸下
電 話 048-830-6971

保健調査票の活用方法について（補足）

1 活用方法

保健調査票（旧様式）等により麻しんのり患歴や予防接種歴を把握していない教職員（新規採用職員、市町村立学校からの転入職員等。職種や勤務形態を問わない。）に対し、新様式の保健調査票を配付してください。各教職員は保健調査票に記載し、学校長に提出してください。

学校長は、調査票の記載内容により、予防接種が推奨されている教職員に対して予防接種を受けることを勧奨してください（対応方法については、必要に応じて当該教職員のかかりつけ医または健康管理医にご相談ください）。

提出された調査票は各学校で管理し、人事異動の際には定期健康診断の結果とともに保健調査票を異動先の学校へ送付してください。

2 麻しんのり患歴・予防接種歴の確認方法

記憶に頼ることなく、母子健康手帳や予防接種済証等の確実な方法によって確認してください。

「麻しんにり患していることが確実」と考えられるのは、下記のような場合です。

- ・り患した記録（母子健康手帳等）が残っていること。
 - ・血液検査で免疫の有無を調べて陽性が確認されていること。 等
- （参考：「学校における麻しん対策ガイドライン 第二版」P.5）

3 保健調査票（旧様式）によつてり患歴・予防接種歴を把握している場合
必ずしも新様式に変更する必要はありません。4 保健調査票以外の様式によつてり患歴・予防接種歴を把握している場合
保健調査票を活用しなくても差し支えありませんが、異動等の際には次の所属に情報が確実に伝達されるよう御留意下さい。5 麻しんのり患歴・予防接種歴が明らかでない場合
指針においては、り患歴や予防接種歴が明らかでない場合には予防接種を受けることが推奨されていますが、必要な対応についてはかかりつけ医または健康管理医とも御相談ください。6 これまで麻しんのり患歴がなく、予防接種を1度も受けていない場合
予防接種を受けることが推奨されています。2回続けて予防接種を受ける場合には、少なくとも1か月以上の間隔をあける必要があります。予防接種のスケジュール等については、かかりつけ医または健康管理医に御相談ください。

以上

教職員の麻しん(はしか)に関する保健調査票

<個人情報>

職員番号		生年月日	昭・平	年	月	日
氏名		職名				

<罹患歴・予防接種歴について>

(令和 年 月 日記入)

①麻しんの罹患の既往は確実ですか？	はい(才の時) ・ いいえ	
②予防接種は受けていますか？	はい ・ いいえ	
予防接種を受けた方におたずねします。	回数(回)	時期(① 年・② 年)

<麻しん対策フローチャート>

麻しんの罹患の既往は確実ですか？

はい

麻しんに対する免疫を持っていると考えられます

いいえ

※「確実」とは、1)罹患した記録が残っている(母子健康手帳など)
2)血液検査で免疫を調べて陽性が確認されている など

予防接種を2回確実に受けていますか？

はい

麻しんに対する免疫を持っていると考えられます

いいえ

予防接種を1回は確実に受けていますか？

はい

以下のいずれかを選択してください

2回目の予防接種を受ける(推奨)

麻しんの免疫を調べて不十分な場合に2回目の予防接種を受ける

※対応については、かかりつけ医または健康管理医にご相談ください

いいえ

<今まで麻しんに罹患していない方,予防接種を1回も受けていない方>

予防接種を2回受けることをお勧めします。

③調査後予防接種を受けた方、または免疫(抗体価)を調べた方は、日時と医療機関を記入ください。

	年 月 日	実施医療機関名	免疫の有無
予防接種実施(1回目)	R . .		
予防接種実施(2回目)	R . .		
免疫(抗体価)を調べた	R . .		有 ・ 無

①で「はい」、②で2回接種、③で2回接種又は免疫有の方は、こちらにチェック

<保健調査の背景>

平成19年12月「麻しんに関する特定感染症予防指針」が策定され、麻しんの排除および排除状態の維持を目標として、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者が連携して取り組むべき施策について新たな方向性が示されました。

学校教職員は、麻しんの感染源となることのないよう、予防に努める必要があります。そのため、未罹患（不明を含む）かつ予防接種を必要回数受けていない教職員に対し接種を推奨することが必要とされています。

参考資料

<麻しんに関する特定感染症予防指針（抜粋）>

三 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

1 （中略）、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、乳幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、集団発生又は患者の重症化等の問題を引き起こす可能性が高い。このため、（中略）学校等の職員等のうち、麻しんに未罹患又は麻しんの罹患歴が不明であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である者に対しては、当該予防接種を受けることを強く推奨する必要がある。

（略）

6 厚生労働省は、文部科学省に協力を求め、学校保健安全法第十五条第一項に規定する職員の健康診断等の機会を利用して、学校等の職員のみ罹患及び予防接種歴を確認し、麻しんに未罹患又は麻しんの罹患歴が不明であり、かつ麻しんの予防接種を必要回数である二回受けていない又は麻しんの予防接種歴が不明である場合には、当該予防接種を受けることを強く推奨するよう依頼するものとする。

<麻しんについて>

・麻しんとは

麻しんウイルスによる感染症で、「はしか」とも呼ばれています。免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

*風しん（三日はしか）と名前が似ていますが、全く異なる感染症です。

・感染経路

麻しん患者のせきやくしゃみ、会話で発生するしぶき（飛沫とって、約1～2mの範囲に飛び散りま）に含まれる麻しんウイルスを他者が吸い込むことで感染します。感染力は非常に強く、空気中を漂うウイルス粒子を吸い込むだけでも感染します。

・症状

無症状（潜伏期）の期間が10～12日間続きます。
潜伏期の後、38℃台の発熱、せき、のどの痛み、鼻水、めやに、目が赤くなる、身体がだるいという症状が4～5日間続きます（カタル期）。この期間は最も感染力が強くなります。
その後、口の中の粘膜に白いぶつぶつ（コプリック斑）ができます。コプリック斑が現れると、熱は37℃台くらいに一時的にさがり、首筋や顔に発疹が出はじめ、熱が再び上昇し39～40℃台の高熱になります。発熱は、3～4日続きます。

・合併症

他の疾患にくらべ、肺炎や脳炎などの合併症を起こす頻度が高く、麻しん発症者1,000人に1人は命を落とすと言われています。麻しんを発症してしまうと、特効薬はなく、対処療法をしながら治療を待つしかありません。

・予防方法

予防接種を受けることが最も効果的です。1回の予防接種によって95%以上の確率で免疫を獲得すると言われていますが、1回では免疫を獲得できない場合や、抗体の量が低下してくる場合もあります。このようなことから、予防接種を2回受けることで、ほぼ100%免疫を獲得できると考えられています。

